

随時
募集

予算に達した場合、
受付終了となります。



公共交通機関利用補助事業 さんじょうスポーツ振興基金事業

小学1年生～中学3年生の

交通費 補助

いたします

【上限額】

年間 **40** 万円

※1年以内の国内
遠征の合計額

生徒たちの対外スポーツ
競技大会や遠征時の
活動参加をサポート!



お問
い合
わせ

一般社団法人 三条市スポーツ協会
三条市新堀2113番地(三条市栄体育館内)

詳しくは
裏面へ

公共交通利用補助事業(さんじょうスポーツ振興基金事業)

三条市在住小中学生を対象にスポーツ大会・遠征時の公共交通機関の利用を支援し、自家用車利用による事故や負担の軽減を図るため、公共交通機関利用補助事業を行います。

対 象

- ①対象者 市内在住／市内団体
小1～中3(義務教育学校1～9年生)
- ②対象内容 スポーツによる大会・遠征・合宿等に係る交通費
→但し、年度内(4／1～3／31)のものに限り申請可能
- ③対象経費 ・公共交通機関の経費のみ
※公共交通機関等…鉄道／タクシー／航空機／船舶(フェリー等)／バス(運転手付き貸し切りバスを含む)
※レンタカーや指導者・保護者が運転したものの経費は対象外
※参加者負担の経費を対象とし、団体や後援会等からの負担は対象外

申請条件

年度内(4／1～3／31)随時受付

※3月分の申請については、申請期限を過ぎても概ね1か月程度受付いたしますが、速やかにご提出ください。

①年度内(4／1～3／31)の国内遠征

1回で出来る申請上限額は2～20万円。年間申請上限額(合計額)40万円。

②年度内(4／1～3／31)の国外遠征)

1回で出来る申請上限額は2～30万円。年間申請上限額(合計額)60万円。

③年度内(4／1～3／31)の国内外遠征が混在)

国内外遠征の上限額は上記の通り。年間申請上限額(合計額)60万円。

※内容審査のうえ、補助対象経費が決まりますので申請金額より減額になる場合があります。

申請方法

- ①申請書の入手(三条市スポーツ協会HPより交付申請書を印刷)
- ②必要書類(申請書・参加者名簿・公共交通機関領収書・返信用長3封筒切手貼済・遠征内容書類)を揃えて事務局へ郵送にて提出。
※事前申請の場合、より具体的な遠征内容書類を用意する事。
- ③審査(事務局及び管理委員会での審査)
審査結果を郵送⇒助成金額を送金

申請書 送り先／お問い合わせ

一般社団法人 三条市スポーツ協会

TEL0256(45)1150

<http://www.sanjotaikyo.jp>

〒959-1153 新潟県三条市新堀2113番地(三条市栄体育館内)

受付時間／平日 9:00～17:00